

野木町告示第 37 号

野木町移住支援金交付要綱（令和元年野木町告示第 18 号）の一部を次のように改正し、令和 2 年 1 2 月 2 2 日から適用する。ただし、令和 2 年 1 2 月 2 1 日以前に転入した者については、なお改正前の要綱の規定の例による。

令和 3 年 3 月 1 6 日

野木町長 真瀬 宏子

野木町移住支援金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 野木町は、とちぎ創生 15 戦略及び野木町総合戦略に基づき、野木町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、栃木県と協働して行う栃木県移住支援事業において、県が行うマッチング支援事業又は起業支援事業と連携し、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から移住して就業又は起業等をしようとする者が移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。当該移住支援金の交付については、栃木県移住支援事業実施要綱、栃木県マッチング支援事業実施要領及びとちぎまるごと創業プロデュース事業実施要領、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（交付金額）

第 2 条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては 100 万円、単身の申請の場合にあつては 60 万円とする。

（交付要件）

第 3 条 移住支援金の交付要件は、(1)を満たし、かつ(2)、(3)又は(4)に該当し、世帯の申請をする場合にあつては(5)を満たすこととする。

- (1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウに該当すること。ただし、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域

に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も移住元に関する要件を満たす期間とすることができる。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項に該当すること。

(7) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(8) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(7) 平成31年4月23日以降に転入したこと。

(8) 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

(9) 野木町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(7) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(8) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(9) その他栃木県又は野木町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

ア 一般の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(7) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(8) 就業先が移住支援金の対象として栃木県マッチング支援事業実施要領に定める企業情報掲載サイトに掲載している求人又は移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(9) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担

う職務を務めている法人への就業でないこと。

- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
 - (オ) 上記求人への応募日が、企業情報掲載サイト又は移住支援事業を実施する都道府県のマッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
 - (カ) 当該法人等に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- イ 専門人材の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (イ) 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業していること。
 - (ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
 - (エ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (カ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - イ 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (4) 起業に関する要件 移住支援金の交付申請日が地域課題解決型創業支援補助金交付要領に定める補助金の交付決定を受けてから1年以内であること。
- (5) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ） 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が移住支援金の申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月23日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(事前相談)

第4条 移住支援金の申請を予定する者は、あらかじめ事前相談を行うものとする。

(交付の申請)

第5条 移住支援金の交付の申請をしようとする者は、移住支援金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添え、本人確認ができる書類を提示の上、町長に提出しなければならない。

(1) 移住元に関する要件を満たすことを証する書類(別表1)

(2) 就職に関する要件、テレワークに関する要件又は起業に関する要件に該当することを証する書類(別表2)

(3) 移住支援金の振込先の預金通帳の写し(金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号、名義人名が確認できるもの)

(4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第6条 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書(別記様式第3号)により、当該申請者に通知する。審査の結果移住支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第7条 町長は、前項の交付決定を受けた者に対しては、申請日から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(調査等)

第8条 町長は、移住支援金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認められる場合は、現地調査を行い、又は移住支援金の申請者若しくは交付を受けた者に報告若しくは書類の提出を求めることができる。

(返還請求)

第9条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件

に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして栃木県及び野木町が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した野木町から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した野木町から転出した場合

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

別表1 (第5条関係)

区分		書類
東京23区又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住していたことを証する書類		<ul style="list-style-type: none"> ・移住元の住民票の除票その他移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類 (世帯の申請をする場合は申請者を含む世帯員全員分)
東京23区への通勤をしていたことを証する書類	法人経営者の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・移住元の住民票の除票その他移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類 (世帯の申請をする場合は申請者を含む世帯員全員分) ・法人登記簿その他移住元での在勤地及び就業期間を確認できる書類
	個人事業主の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・移住元の住民票の除票その他移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類 (世帯の申請をする場合は申請者を含む世帯員全員分) ・開業届出済証明書その他移住元での在勤地及び就業期間を確認できる書類

	上記以外の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移住元の住民票の除票その他移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類（世帯の申請をする場合は申請者を含む世帯員全員分） ・ 就業証明書その他移住元での在勤地及び就業期間を確認できる書類 ・ 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
--	---------	---

※東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者が、通学期間も移住元に関する要件を満たす期間として算入しようとする場合は、卒業証明書・成績証明書その他在学期間を確認できる書類を添付すること。

別表2（第5条関係）

区分	書類
就職に関する要件に該当することを証する書類	・ 移住先の就業先の就業証明書（別記様式第2-1号）
テレワークに関する要件に該当することを証する書類	・ 所属先企業等の就業証明書（別記様式第2-2号）
起業に関する要件に該当することを証する書類	・ 地域課題解決型創業支援補助金交付要領に定める補助金の交付決定通知書の写し

別記様式第1号（第5条関係）

（表）

申請年月日 年 月 日

野木町長 様

移住支援金交付申請書

野木町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業（一般）		就業（専門）		
		テレワーク		起業		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「野木町移住支援金交付要綱に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、野木町に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業（一般・専門）・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業（一般）の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 野木町への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

(表)

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区への在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴

期間	就業先	就業地

※東京23区への在勤後、栃木県への移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ()

管理コード (栃木県及び野木町使用欄)	
---------------------	--

移住支援金の交付申請に関する誓約書

移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

1 誓約事項

(1) 栃木県移住支援事業に関する報告及び現地調査について、栃木県及び野木町から求められた場合には、それに応じます。

(2) 以下の場合には、栃木県移住支援事業実施要綱及び野木町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

ア 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

イ 移住支援金の申請日から3年未満に野木町以外の市区町村に転出した場合：全額

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
：全額

エ 地域課題解決型創業支援補助金交付要領に基づく交付決定を取り消された場合
：全額

オ 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に野木町以外の市区町村に転出した場合：半額

(3) 私(及び世帯員)は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。

年 月 日

野木町長 様

住所
申請者 印
氏名

(別紙2)

野木町移住支援金交付要綱に係る個人情報の取扱い

栃木県及び野木町は、栃木県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、栃木県及び野木町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、栃木県及び野木町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村、栃木県マッチング支援事業実施要領に規定する企業情報提供サイトに登録された法人又はとちぎまるごと創業プロデュース事業実施要領に規定する地域課題解決型創業支援プロジェクトの実施主体に提供し、又は確認する場合があります。

別記様式第 2 - 1 号 (別表 2 第 5 条関係)

年 月 日

野木町長 様

所在地
事業者名 印
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書 (移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係 ※マッチングサイト 掲載求人の場合	3 親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル 人材事業又は先導 的人材マッチング事 業を利用している場 合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

栃木県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、栃木県及び野木町の求めに応じて、同栃木県及び野木町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

別記様式第2-2号（別表2第5条関係）

年 月 日

野木町長 様

所在地
事業者名 印
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

栃木県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、栃木県及び野木町の求めに応じて、同栃木県及び野木町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

別記様式第3号（第6条関係）

（表）

年 月 日

様

野木町長

印

栃木県移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書

野木町移住支援金交付要綱第6条に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 _____ 円

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

振込予定日 年 月 日

条 件

1 以下の場合には、野木町移住支援金交付要綱第9条に基づき、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

(1) 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

(2) 申請日から3年未満に野木町以外の市区町村に転出した場合：全額

(3) 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(4) 地域課題解決型創業支援補助金交付要領に基づく交付決定を取り消された場合
：全額

(5) 申請日から3年以上5年以内に野木町以外の市区町村に転出した場合：半額

2 野木町移住支援金交付要綱第8条に基づき、栃木県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に現地調査を行います。報告及び現地調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

(裏)

(備 考)

- 1 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - ・この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取り扱金融機関への申込が必要となります。

- 2 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
 - ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--